

報告第9号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和8年6月2日提出

沼田市長 星 野 稔

第7号

専決処分書

令和7年度沼田市電気事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度沼田市の電気事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

上記、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

沼田市長 星 野 稔

第 1 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 事業費	1 事業費	小水力発電施設管理事業	14,905